

令和2年 第16回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和2年9月23日(水)
午後1時30分
場 所 鳩ヶ谷庁舎大会議室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第14回、第15回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- (1) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について
(2) 川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて
(3) 令和2年度教育指導パワーアップ研修について

—— 別添1
—— 1
—— 当日1

5 協議事項

6 議 事

- 議案第130号 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて
議案第131号 令和3年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について
議案第132号 職員の人事について

—— 2
—— 当日2
—— 当日3

7 その他

8 閉 会

教育長報告（2）

川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて

（1）川口市立青木北小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
白井 照男	平成31年4月1日	民生児童委員	令和2年7月31日

議案第130号

川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて

川口市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱するため、川口市学校運営協議会規則第6条の規定により議決を求める。

令和2年9月23日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

(1) 川口市立神根小学校

No.	氏名	規則第6条関係	備考
1	西馬 成起	P T A会長	

(2) 川口市立青木北小学校

No.	氏名	規則第6条関係	備考
1	飯田 重樹	青木町五丁目町会長	
2	岩澤 幸雄	青木町4丁目町会長	

2 任期

令和2年9月23日から令和4年3月31日まで

次世代支援・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和2年8月19日（水）
午前10時00分
場 所 議会第3・4委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

1 教育委員会定例会の開催状況について . . . 1

2 いじめ問題の現状について . . . 5

【質疑応答概要】 . . . 7

1 教育委員会定例会の開催状況について

(1) 第8回教育委員会定例会（5月12日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 3月市議会定例会の概要について
- (イ) 川口市立科学館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて
- (ウ) 川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて
- (エ) 学級編制の特例に係る取扱いについて
- (オ) 川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて
- (カ) 川口市立学校教職員産業医について
- (キ) 令和2年度川口市立小・中学校以外への入学者について
- (ク) 令和2年度川口市立高等学校入学者選抜結果について
- (ケ) 「こどもを守る運動強化週間」について
- (コ) 部活動指導員の採用について
- (サ) 研究委嘱発表について
- (シ) 教育委員会における新型コロナウイルス感染症の対応について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 6月市議会に係る議案の原案決定について【補正予算】
- (イ) 6月市議会に係る議案の原案決定について【一般議案】
- (ウ) 川口市社会教育委員を委嘱することについて
- (エ) 川口市立科学館運営審議会委員を委嘱することについて
- (オ) 専決処分の承認について（補正予算要求額について）
- (カ) 専決処分の承認について（川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて）
- (キ) 専決処分の承認について（川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について）
- (ク) 専決処分の承認について（川口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について）
- (ケ) 専決処分の承認について（川口市障害児就学支援委員を委嘱・任命することについて）
- (コ) 専決処分の承認について（令和3年度使用中学校教科用図書採択に係る教科書調査員を任命することについて）
- (サ) 専決処分の承認について（課題研究員を任命することについて）

- (シ) 専決処分の承認について（川口市いじめの防止等のための基本的な方針の改定案について）
- (ス) 専決処分の承認について（川口市いじめ問題調査委員会委員の委嘱を解くことについて）
- (セ) 専決処分の承認について（川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて）
- (ソ) 専決処分の承認について（川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則について）
- (タ) 専決処分の承認について（川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について）
- (チ) 専決処分の承認について（川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則について）
- (ツ) 専決処分の承認について（川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を改正する規程について）
- (テ) 専決処分の承認について（川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を改正する規程について）
- (ト) 専決処分の承認について（川口市立アートギャラリー処務規程の一部を改正する規程について）
- (ナ) 専決処分の承認について（川口市立文化財センター処務規程の一部を改正する規程について）
- (ニ) 専決処分の承認について（川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程について）
- (ヌ) 専決処分の承認について（川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程について）
- (ネ) 専決処分の承認について（川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程について）
- (ノ) 専決処分の承認について（川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について）
- (ハ) 専決処分の承認について（川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程について）
- (ヒ) 専決処分の承認について（川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について）
- (フ) 専決処分の承認について（川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について）

(2) 第9回教育委員会定例会（6月4日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて
- (イ) 教育委員会における新型コロナウイルス感染症の対応について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 川口市教育委員会事務点検・外部評価委員を委嘱することについて
- (イ) 川口市文化財保護審議会委員を委嘱することについて
- (ウ) 川口市立学校学校評議員を委嘱することについて
- (エ) 川口市学校運営協議会委員を任命することについて
- (オ) 専決処分の承認について（教職員の人事の内申について）
- (カ) 川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて
- (キ) 川口市地域学習指導法研究委員会委員を任命することについて

(3) 第10回教育委員会定例会（6月24日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 次世代支援・教育力向上特別委員会の概要について
- (イ) 川口市公民館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて
- (ウ) 川口市立生涯学習プラザ運営審議会委員の委嘱を解いたことについて
- (エ) 川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて
- (オ) 教育研修生の任命について
- (カ) 教育委員会における新型コロナウイルス感染症の対応について

イ 協議事項

なし

ウ 議事

- (ア) 専決処分の承認について（職員の人事について）
- (イ) 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて
- (ウ) 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて
- (エ) 川口市文化財保護審議会専門調査員を委嘱することについて
- (オ) 川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会委員を委嘱することについて
- (カ) 専決処分の承認について（6月市議会に係る議案の原案決定について）
- (キ) 川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて
- (ク) 専決処分の承認について（教職員の人事の内申について）
- (ケ) 職員の人事について

- (コ) 川口市非行防止対策協議会委員を委嘱することについて
- (サ) 川口市いじめ問題対策協議会委員を委嘱することについて
- (シ) 川口市スクールガード・リーダーを委嘱することについて
- (ス) 川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて

(4) 第11回教育委員会定例会（7月2日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 7月行事予定について
- (イ) 学校医等の委嘱を解いたことについて
- (ウ) 学校医等の委嘱について

イ 協議事項

- (ア) G I G Aスクール構想に伴う端末整備について

ウ 議事

- (ア) 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて
- (イ) 川口市立中央ふれあい館運営審議会委員を委嘱することについて
- (ウ) 川口市学校運営協議会委員を委嘱・任命することについて

エ その他

- (ア) 鳩ヶ谷公民館改築工事に伴う休館について

(5) 第12回教育委員会定例会（7月16日開催）の内容

ア 教育長報告

- (ア) 川口市スクールガード・リーダーの委嘱を解いたことについて

イ 協議事項

- (ア) 9月市議会案件について

ウ 議事

- (ア) 職員の人事について
- (イ) 職員の人事について
- (ウ) 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて
- (エ) 教職員の人事の内申について
- (オ) 専決処分の承認について（教職員の人事の内申について）
- (カ) 川口市スクールガード・リーダーを委嘱することについて

エ その他

- (ア) 新型コロナウイルス感染症による行事の中止について

2 いじめ問題の現状について

(1) 川口市いじめ問題調査委員会調査状況

ア F学校の事案について（令和2年2月6日 特別委員会報告事案）

(ア) 経緯

当該生徒保護者より、当該生徒が平成31年4月、同じ部活の生徒から悪口を言われ、10月にも一部の生徒に悪口を言われたとの訴えがあった。また、同年11月に自宅の工具箱に入っていた刃物で腕を切ったとの訴えがあった。令和元年12月19日、重大事態発生を市長に報告し、学識経験者・弁護士2人、医療従事者の4人が委員に選任されて活動を開始した。

(イ) 調査状況

第1回を令和2年7月17日に開催し、調査委員会継続中である。

イ G学校の事案について（令和2年5月21日 特別委員会報告事案）

(ア) 経緯

当該児童保護者より、当該児童が令和元年11月、同じ学年の児童から、悪口を言われ、同じ学年の複数の児童からボールを当てられたとの訴えがあった。令和2年3月4日、重大事態発生を市長に報告し、校長、教頭、主幹教諭、いじめ対応教員、主任児童委員2人、民生委員、前町会長の8人が委員に選任されて活動を開始した。

(イ) 調査状況

第1回を令和2年7月9日に開催し、調査委員会継続中である。

(2) 川口市いじめ問題対策協議会推進事業「いじめ予防ピンクピンバッジの着用」について

ア 目的

学童期、思春期の児童生徒にとって課題となっているいじめ問題を川口市としては重要課題として捉え、いじめの予防はもちろん、いじめの早期発見、早期解消、問題の解決に向けて取り組んでいる。この取組においては、川口市が「こどもを守る運動強化週間」を設定している6月をはじめ、以下に示す期間を「川口市いじめ予防強化月間」として取組を行う。具体的には、カナダ発祥の「ピンクシャツデー」をモデルに、ピンクシャツ型のピンバッジを強化期間に着用し、いじめ予防と青少年健全育成を図ることを目的とする。

イ ピンバッジ着用月間（「いじめ予防強化月間」）

【6月】

川口市子どもを守る運動強化週間がある月

【9月】

世界自殺予防デー（9月10日）に当たる月

【11月】

埼玉県いじめ撲滅強調月間に当たる月

【2月】

中学、高等学校の受験が中心的に実施される月

ウ 方法

児童会、生徒会役員等は川口市いじめ問題対策協議会公認ピンクピンバッジを着用し、いじめ予防及び青少年健全育成の呼びかけを行う。

- ・「いじめ反対」の意思表示をしやすくする。
- ・いじめが起きた時の傍観者をつくらないようにさせる。
- ・いじめに悩んでいる子どもが相談しやすい環境をつくる。
- ・「いじめは許さない」という意識を高めさせる。
- ・いじめが起こりにくい環境をつくる。
- ・相手（仲間）を尊重し、思いやりのある児童生徒を育成する。

(3) 損害賠償請求事件（第9回口頭弁論）及び保有個人情報不開示決定処分取消等請求事件（第8回口頭弁論）について

ア 期日 令和2年7月29日（水）

イ 場所 さいたま地方裁判所

ウ 内容

(ア) 損害賠償請求事件（第9回口頭弁論）

- ・双方の準備書面、証拠の確認。
- ・閉廷後、今後の進行を別室にて協議。
- ・次回期日 令和2年10月7日（水） 14時30分

(イ) 保有個人情報不開示決定処分取消等請求事件（第8回口頭弁論）

- ・準備書面及び更なる主張立証の予定確認後、双方予定なしと回答。
- ・弁論終結
- ・次回判決言渡し 令和2年10月14日（水） 13時10分

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和2年8月19日)

教育総務部 教育総務課

質 疑	応 答
〔報告事項〕	
1 教育委員会定例会の開催状況について	
< 質 疑 >	
(荻野委員)	(指導課長)
8ページ、第11回教育委員会定例会の中の イ協議事項(ア)GIGAスクール構想に伴う端 末整備について、教職員の授業のやり方などの今 後の研修の予定を教えてください。	教職員の研修は、令和3年1月から3月に市内 各小中学校1名の教員を対象に3回行う予定で ある。主な内容としては、学習者用端末の活用 についてや授業における端末活用事例について の研修を予定している。その中で、端末の活用 などについては、端末導入者にも講師として入 らう予定である。
また、小学校1年生から中学校3年生まで端 末が1人1台提供されるが、小学校1年生などは ローマ字入力に難しいと考えるが、手書き入力 などの対応は可能か。	また、委員ご指摘のとおり、小学校低学年の 児童にとって端末の使用は大変な作業であると 認識している。低学年においては、日常の授 業で活用させながらコンピュータに慣れさせ ていく考えである。例としては、写真や動画 の活用、調べ学習での活用、発表ツールとし ての活用などが考えられる。ローマ字入力に ついては、カナ入力など色々な方法が考 えられるが、まずは、キーボードに慣れる ことが優先されると捉えている。
(荻野委員)	(庶務課長)
端末は、家庭に持ち帰りできると聞いている	6月時点では、家庭でのインターネットを介し

質 疑	応 答
<p>が、各家庭のネットワーク環境が問題であり、既にアンケートを行っていると思うが、調査結果を教えてください。また、支援はどのように考えているのか。</p>	<p>た学習活動が困難な児童生徒は約1,500人で全児童生徒の約3.5パーセントである。また、家庭への支援については、国において児童生徒に貸し出すためのWi-Fiルーターの整備に向けた補助制度があるので、その制度を活用した支援を検討していく。</p>
<p>(荻野委員)</p> <p>来年1月から3月に教職員の研修を行うとのことだが、学校現場に混乱を招かないようお願いしたい。また、不登校や特別支援教育を受けている児童生徒にも配慮した整備についても調査研究をし、川口市のGIGAスクール構想が先進事例になるよう進めていただきたい。(要望)</p>	
<p>(板橋委員)</p>	<p>(指導課長)</p>
<p>① 新型コロナウイルス感染症にかかる不安など子どもの心のケアはどのように把握しているのか。</p>	<p>① 子どもの心のケアについては、第1回生徒指導調査が県から依頼されており、その中で新型コロナウイルス感染症による不安に伴う子どもの欠席状況についての項目が新たに追加されたことから、学校からの報告により、状況について把握に努めていく。</p>
<p>② 少人数学級として午前と午後と分かれて授業を行ってきたが、課題や効果についてどのようなものがあったか。</p>	<p>② 感染防止が最大の目的であり、実際、午前午後と授業を行い、感染がなかったことは、大きな効果であったと考える。課題としては、児童生徒</p>

質 疑	応 答
	<p>が下校した後に、教室等の消毒をする作業に手間がかかったとの報告を受けている。</p>
<p>③ 新型コロナウイルス感染症による行事の中止についての内容はどのようなものか。また、市民等からの意見はあったか。</p>	<p>③ 行事の中止については、小学校については校長会の判断により、修学旅行、マラソン大会、音楽会、運動会を中止とした。市民からの意見としては、「やってほしかった」や「中止で良かった」</p>
	<p>など、両面の意見があった。</p>
	<p>(教育総務課長)</p>
	<p>教育総務部主催の行事については、川口市民大</p>
	<p>学、子ども大学かわぐち、文化祭などの中止につ</p>
	<p>いて教育委員会にて報告したものである。現在の</p>
	<p>ところ市民からの意見等については把握してい</p>
	<p>ない。</p>
	<p>(板橋委員)</p>
	<p>学校内の教室などの消毒を教員が行っている</p>
	<p>と思うが、少しでも教員の負担が軽減できるよう</p>
	<p>民間業者への委託も検討してほしい。</p>
	<p>また、初めての感染症の対策の中で、学校行事</p>
	<p>や生涯学習の事業をどのように進めるかについ</p>
	<p>ては、難しいところもあるが、子どもや保護者が</p>
	<p>納得できるよう早めの周知をするなど、市として</p>
	<p>努力してほしい。(要望)</p>

質 疑	応 答
(青山委員)	(教育総務課長)
<p>4月23日開催予定であった第7回教育委員会、教育局職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明したため、中止となったことから、第8回教育委員会定例会の中で専決処分案件が多くなっているようだが、今後もそのような事態が発生する可能性があると思うが、定例会の開催をリモート会議などで開催することは念頭にあるのか。</p>	<p>第7回教育委員会定例会については、急遽中止にしたことから、予定していた議案について、専決処分にて対応したものである。リモート会議については、国の方針等を確認する中で検討していく。</p>
(坂本委員)	(指導課長)
<p>新型コロナウイルス感染症に伴う小学校の修学旅行などの学校行事等の開催については、苦渋の決断により中止となったと思うが、どのような観点で中止としたのか。</p>	<p>行事の中止については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止、子どもたちの安全の確保を第一に考えたものである。</p>
(坂本委員)	
<p>子どもたちの安全確保をしながら、教育活動をしていく現実がある。進めていくことも必要であるが、このような中でどのように子どもたちの成長を促していくのかということも重要である。子どもたちの夢や希望を叶えることも教育の立場では必要であり、子どもたちに不利益にならないような判断をしてほしい。(要望)</p>	

質 疑	応 答
(関委員)	(教育総務部長)
<p>第12回教育委員会定例会が開催された7月16日以降、新型コロナウイルス感染症の状況の変化に伴う教育現場や新人戦への影響について説明してほしい。</p>	<p>秋に開催予定である市民体育祭の中の中学校の新人戦は、本市における新型コロナウイルス感染症の状況や大会期間中は、6,000人を超える生徒が市内を移動することから、子どもたちの</p>
<p>また、7月16日以降に市内小中学校において新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒の状況などを説明してほしい。また、今後の対応はどのように考えているのか。</p>	<p>安全の確保を第一に考え、中学校体育連盟や川口市レクリエーション協会、川口市教育委員会などが協議し、中止としたものである。なお、学校を通じて保護者へ案内したところである。</p>
	(学校教育部長)
	<p>その後状況が変わったものについては、新人戦など大会を中止にすると同時に、中学校における部活動の校外活動の参加については、8月17日から当面中止とすることを8月6日付けで指導課より通知したところである。以前も校外活動を中止にしていたことから、1段階前に戻した形になる。市内市外含めて校外での試合などはできないということである。これは、8月3日付けの県教育委員会からの通知に基づくものである。</p>
	<p>7月16日以降の新型コロナウイルス感染症感染者の発生状況については、中学校において1件発生している状況であり、7月29日に陽性反応を確認したものである。対応としては、翌日7月30日は休校とし、校内の消毒を行い、また、</p>

質 疑	応 答
	<p>保健所より濃厚接触者がいるとの連絡があったため、7月31日も休校としたところである。8月1日から夏季休業に入り、8月16日までは、部活動を中止としたところである。濃厚接触者は検査の結果、陽性反応は出ていない状況である。学校再開前に初期対応については、フローで表した資料を学校に周知し、それに基づいて対応するよう指導している。また、今後も各学校で感染者が発生することが想定されることから、今まで発症した2件の事例について、対応経過を検証し、改善することで新しい情報をまとめ、各学校に情報提供していくことが重要であると考えている。また、夏休み前に夏季休業中の対応についても学校保健課より周知をしたところである。今後も新たな事例が発生した場合、最善の対応ができるよう取り組んでいく。</p>
(関委員)	(教育総務部長)
<p>新人戦の近隣市の対応はどのようになっているか。また、県大会は行うのか。</p>	<p>新人戦の県内の状況としては、秩父市、秩父郡が川口市同様に中止としている。県の動向については、本日の午後に大会の開催について協議を行うこととなっていることから、本日中に状況が把握できると考えている。</p>

質 疑	応 答
(関委員)	
<p>新人戦を中止にしたことは、苦渋の選択であり、大人が子どもたちの安全を守っていくことが最大の責務と考え、理解しているが、子どもたちの夢や体力の向上のため、新人戦に代わる代替案を工夫しながら考えてほしい。</p>	
<p>また、市内小中学校などに感染者が発生することが考えられることから、学力が低下しないよう学習保障の確保をお願いしたい。(要望)</p>	

次世代支援・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和2年8月19日)

学校教育部

質 疑	応 答
〔報告事項〕	
2 いじめ問題の現状について	
< 質 疑 >	< 応 答 >
(福森委員)	(指導課長)
(2) 川口市いじめ問題対策協議会推進事業「いじめ予防ピンクピンバッジの着用」について、市としていつから行っていくのか。	資料の通り、6月、9月、11月、2月と期間を区切ってピンクピンバッジを着用する運動であり、6月に開始している。
(福森委員)	(指導課長)
保護者や市民への周知はどのように行っていくのか。	まだ広報はしていないが、領家中学校が、カナダで始まったいじめ反対の意思表示の運動を2月26日に行った。このことは報道にもされている。今後、生徒会や児童会の活動の中心となるように広報していきたい。
(福森委員)	(指導課長)
ピンクシャツデイをもとにピンクピンバッジをどのように作成されていくのか。例えば、学校独自のなのか、市で作成されるのか。	ティーシャツの形をしたピンク色のバッジを市で作成している。

質 疑	応 答
(福森委員)	(指導課長)
児童会、生徒会役員がピンクピンバッジを着用して呼びかけを行っていくということだが、具体的な運動について教えていただきたい。	児童会役員、生徒会役員が、先程申し上げた月に着用していじめ予防の啓発を行う。
	現在、配布しているのは、小中高の児童会役員、生徒会役員、管理職、児童会担当教員、生徒会担当教員に配布している。今後は、いじめゼロサミット参加児童生徒、いじめ対応教員、生徒指導主任等に幅を広げていきたい。
(要望)	
素晴らしいバッジなので、保護者や市民にも周知していただきたい。	
(坂本委員)	(指導課長)
(3)の損害賠償請求事件に係ることで、新聞報道による体罰の件について伺いたい。	係争中であることから、この場での回答は控えさせていただきます。
(関委員)	(指導課長)
ピンクピンバッジはメッセージ性が強い。子供だけでなく、町会や学校評議員、スクールガードなど大人に着けてもらうことで、相談しやすい環境をつくるのが大事である。	領家中学校では、日頃から毎朝、生徒会・生活委員会を中心に朝の挨拶運動をしており、中間・期末テストの時期には、保護者も参加している。2月26日は一日、生徒・教職員・保護者がピンク色のリボンやピンク色の衣服、ピンク色のものを着用して、いじめ撲滅を呼びかけた。
領家中学校の取組内容と考察、生徒の感想などを教えてもらいたい。	考察については、生徒だけではなく、保護者や

質 疑	応 答
	<p>地域などの大人が参加したことが、学校全体、地域全体の取組となり、非常に効果があった。</p> <p>生徒自身も、学校全体でいじめ問題を解決するという意識が高まった。</p>
(関委員)	(指導課長)
<p>ピンクピンバッジの配布範囲を拡大できないのか。</p>	<p>いじめ問題対策協議会等で、今後の配布先の拡大や啓発について協議していく。</p>
(坂本委員)	
(意見)	
<p>(3)の損害賠償請求事件については係争中であることから答弁できないということだったが、保護者と学校、教師が協働して車輪の両輪のように子供たちを導いていくのが本来の姿である。色々な事情はあると思うが、この係争については早く和解をしていくことが大事であり、我々大人の務めだと思う。また、学校現場は、この件について非常に疲弊していると聞いている。このようなことがなくなるように早く解決し、互いに理解しあいながら子供たちのためにやっていくことが、川口の教育の発展につながると思う。</p>	

質 疑	応 答
(板橋委員)	(指導課長)
(1) 川口市いじめ問題調査委員会調査状況 についてのF学校、G学校それぞれの事案で、第 1回の調査内容を教えていただきたい。	調査委員会の会議は、非公開である。また、教 育委員会は事務局のため会議には参加しない。そ のため、内容については周知されていない。
(板橋委員)	(指導課長)
F学校は市で立ち上げた調査委員会で、G学校 は学校で立ち上げた調査委員会だと思うが、立ち 上げるまでの経緯と概要を説明いただきたい。	F学校については、令和元年12月に、G学校 については、令和2年3月に重大事態を市長に報 告し、調査委員会を設置した。
(板橋委員)	(指導課長)
調査委員会が立ち上がった事案で問題が解決 したことで、調査委員会がなくなった事案がある のか。	学校と保護者で解決した事例は1校ある。
(板橋委員)	(指導課長)
いじめが起きた場合、まずは学校内で調査委員 会を立ち上げ、結果によっては市の調査委員会を 立ち上げる認識だったが、すぐに市で立ち上げる 調査委員会もあるという認識でよいのか。	重大事態の調査主体については、学校主体か市 主体かの判断を、学校の設置者が行うことになっ ている。ただし、学校主体の調査委員会については、 学校が委員の選出を行う。

質 疑	応 答
(板橋委員)	(指導課長)
<p>解決した事例については、どのような組織で調査をしたのか。もう少し教えていただきたい。</p>	<p>調査委員会を立ち上げる前に、被害側と加害側双方が納得をして、調査委員会の設置に至らなかったものである。</p>
<p>これ以降の質疑については、秘密会へ移行した。</p>	

令和2年度教育指導パワーアップ研修について

平成30年度初任者数 120名

令和元年度受講者数 51名

令和2年度受講者数 7名

合計 58名

令和2年度教育指導パワーアップ研修の受講率 48%

議案第131号

令和3年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年9月23日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

令和3年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和3年度当初人事異動を推進するに当たり、川口市立小・中学校教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和2年9月23日

川口市教育委員会

令和3年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針

1 基本方針

埼玉県教育委員会の示す人事異動の方針及び細部事項の実現を期し、本市の実情に基づき、適正な異動を推進する。

2 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤務年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (8) 校長、教頭、及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 さいたま市との人事交流

さいたま市立小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校との人事交流については、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会との協議の上行う。

令和3年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項

1 退職について

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところにより、定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- (2) 令和3年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）の勸奨条項を適用する。
なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和2年12月8日とする。

2 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (4) 経験豊かな教員（教頭及び主幹教諭を除く）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。
特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。
特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (7) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (8) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
川口市立芝西中学校陽春分校(夜間中学)、川口市立高等学校附属中学校については、学校規模や教育課程等を踏まえ、適材を配置し、教育の充実を図る。
- (9) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (10) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

(11) 過員を調整するための異動については、優先して行う。特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。

(12) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。

(13) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。

(14) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。

(15) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。

(16) 市として一貫した教育の推進を図るために、小・中学校と市立幼稚園、市立高等学校との人事交流に努める。

(17) 女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。

(18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

(19) 本市の特別支援学級が増加していることに鑑み、特別支援学級の担当について、校内人事を含め、積極的に配置するよう配慮する。

3 さいたま市との人事交流について

さいたま市立小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会と協議して行う。

4 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

市内異動に関する川口市立小・中学校地区について

1 基本方針

- (1) 埼玉県教育委員会の「令和3年度当初教職員人事異動の方針」「令和3年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」及び川口市教育委員会の「令和3年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動の方針」「令和3年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」に基づき、異動を行う。
- (2) 市内転補を異動の意向とする教職員は、所属校の存する地区以外の複数地区を「令和3年度当初人事に関する調書」の「異動にあたっての特記事項」欄に記入することができるものとする。

2 具体的な方策

(1) 小学校

- ① 市内を7地区に分割する。
- ② 原則として、現任校所在地区を除く地区を3つ以上記入する。

(2) 中学校

- ① 市内を5地区に分割する。
- ② 原則として、現任校所在地区を除く地区を2つ以上記入する。
- ③ 各学校の教科の所要状況を前提とする。

(3) その他

- ① 転補者を対象とする。
- ② 原則として、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員も地区制の対象とする。
- ③ 養護教諭、事務職員で小学校、中学校の両方に異動の意向がある場合は、小学校・中学校の地区を併せて記入することができる。
- ④ 特別支援学級に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、特別支援学級への異動の意向のある旨を調書に記入する。
- ⑤ 川口市立芝西中学校陽春分校及び川口市立高等学校附属中学校に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、各学校への異動の意向のある旨を調書に記入する。

3 地区制による人事異動実施上の留意点

- (1) 調書中の市町村名は、必ず記入する。
- (2) 地区名の記入がない場合は、一任とみなす。また、学校名の記入については一切配慮しないこととする。
- (3) 転補者に対する意向の打診は、原則として行わない。

令和3年度 市内異動に関する川口市立小・中学校地区

[小学校]

地区	学 校 名					
A	上青木小 前川東小	青木北小 上青木南小	並木小 芝中央小	前川小	青木中央小	
B	芝小 根岸小	芝西小 在家小	芝南小	柳崎小	芝樋ノ爪小	
C	本町小 飯仲小	幸町小 原町小	仲町小 芝富士小	飯塚小	舟戸小	
D	元郷小 朝日西小	領家小 東領家小	十二月田小	元郷南小	朝日東小	
E	新郷小 東本郷小	安行小 安行東小	新郷南小	新郷東小	慈林小	
F	神根小 戸塚北小	戸塚小 木曾呂小	神根東小 戸塚綾瀬小	差間小 戸塚南小	戸塚東小	
G	鳩ヶ谷小	中居小	辻小	里小	桜町小	南鳩ヶ谷小

[中学校]

地区	学 校 名					
A	芝中	芝東中	芝西中	岸川中	小谷場中	在家中
B	北中	安行中	神根中	戸塚中	安行東中	戸塚西中
C	東中	南中	元郷中	十二月田中	榛松中	領家中
D	西中	青木中	上青木中	幸並中	仲町中	
E	鳩ヶ谷中	八幡木中	里中			

記入例 <年度当初人事に関する調書>
※市内異動に関して、地区を記入する場合

異動にあたっての特記事項	線を引く
	小B 小D 小F 原則として、所属校を含む地区以外を3つ以上記入する。(小学校)

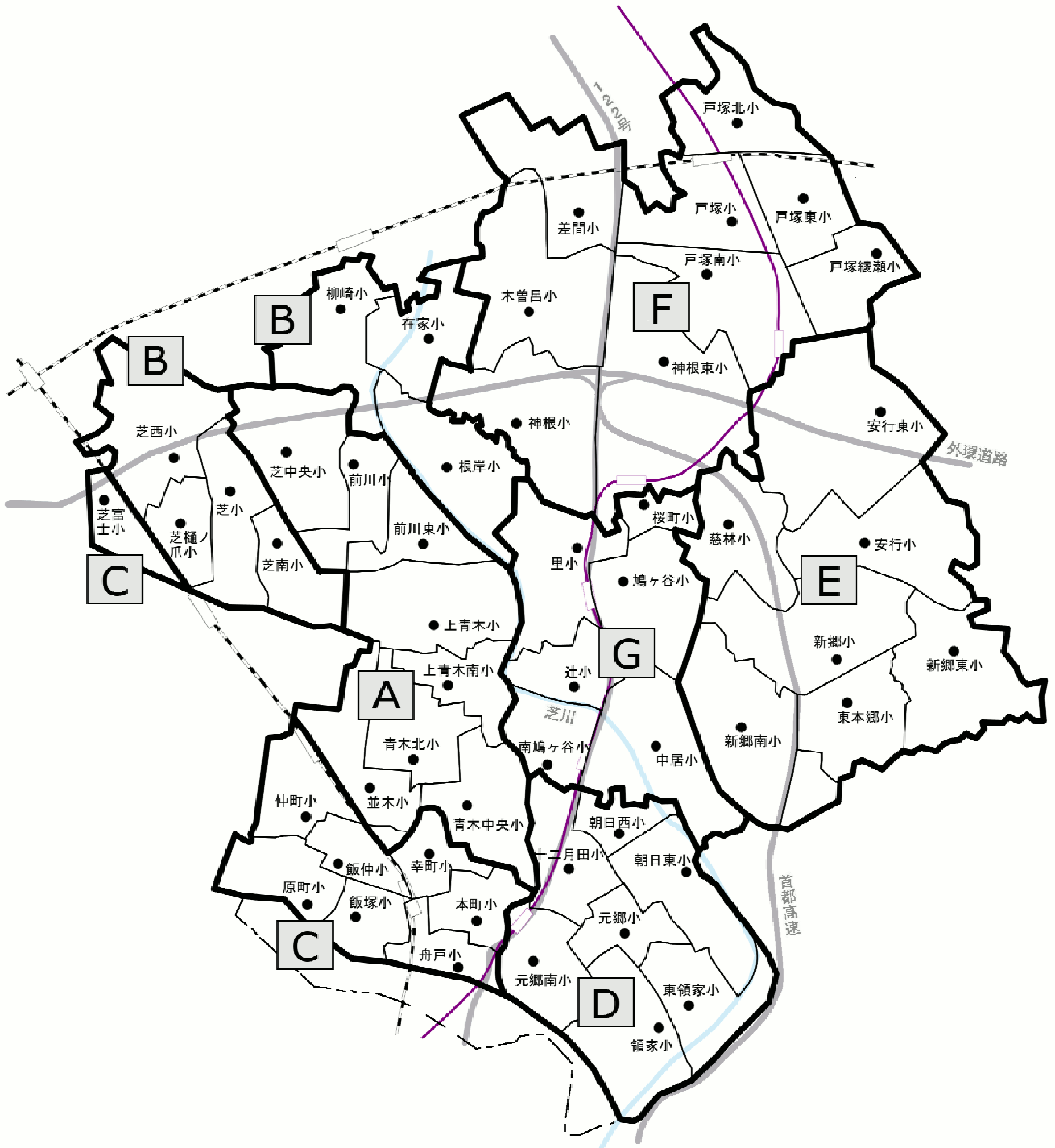
※川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望する場合は、地区を2つ以上選択した上で、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に「川口市立芝西中学校陽春分校」への異動を希望しますと記入してください。

異動にあたっての特記事項	川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望します
	中A 中B 原則として、所属校を含む地区以外を2つ以上記入する。(中学校)

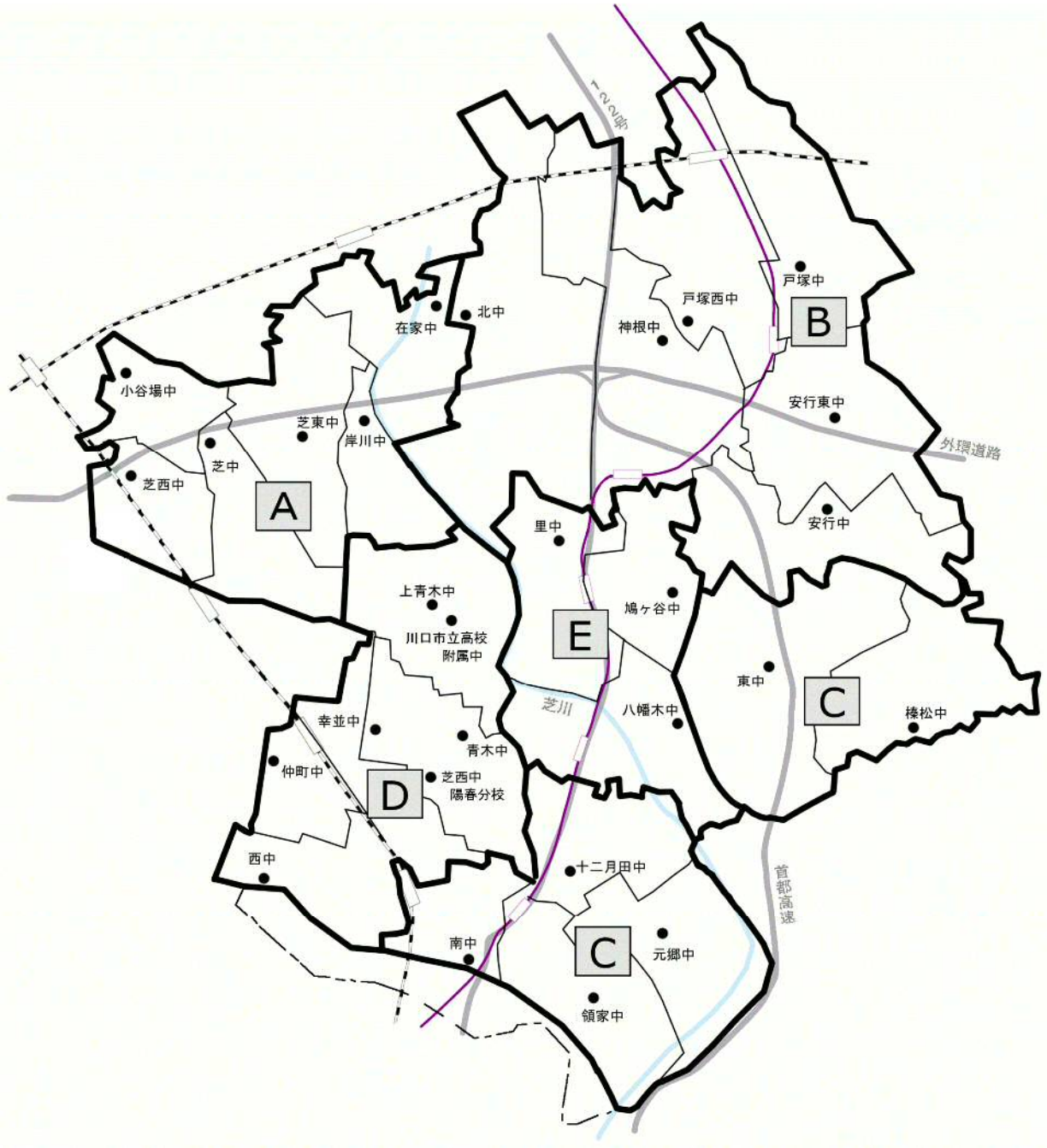
※川口市立高等学校附属中学校への異動を希望する場合は、地区を2つ以上選択した上で、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に「川口市立高等学校附属中学校」への異動を希望しますと記入してください。

異動にあたっての特記事項	川口市立高等学校附属中学校への異動を希望します
	中A 中B 原則として、所属校を含む地区以外を2つ以上記入する。(中学校)

市内異動に関する小学校地区



市内異動に関する中学校地区



令和2年度 川口市立小・中学校 学校別・地区別教員平均年齢分布

(校長、教頭、再任用教職員、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員を除く)

1 学校別

	小 学 校	中 学 校
42歳以上	神根東小、朝日西小、東領家小	芝西中陽春分校
40歳以上 42歳未満	芝小、芝富士小、東本郷小、辻小 桜町小	幸並中、小谷場中
38歳以上 40歳未満	仲町小、飯仲小、元郷南小 芝南小、前川東小、新郷東小	南中、芝中、安行中、芝西中 榛松中、領家中、在家中 八幡木中
36歳以上 38歳未満	幸町小、新郷小、神根小、領家小 舟戸小、十二月田小、安行小 戸塚小、朝日東小、芝樋ノ爪小 上青木南小、慈林小、安行東小 戸塚東小、戸塚綾瀬小、戸塚南小 中居小	北中、青木中、元郷中、上青木中 岸川中、神根中、戸塚中 安行東中、鳩ヶ谷中
34歳以上 36歳未満	上青木小、元郷小、飯塚小 青木北小、並木小、原町小 前川小、芝西小、柳崎小、根岸小 芝中央小、差間小、木曾呂小 里小	東中、西中、十二月田中、仲町中 芝東中、戸塚西中、里中
31歳以上 34歳未満	本町小、青木中央小、新郷南小 在家小、戸塚北小、鳩ヶ谷小 南鳩ヶ谷小	

2 地区別

	小 学 校	中 学 校
38歳以上	D地区	
37歳以上 38歳未満	E地区、F地区、	A地区、
36歳以上 37歳未満	B地区、C地区、G地区	B地区、C地区、D地区、E地区
36歳未満	A地区、	

3 市内平均年齢

*令和3年3月31日現在における教職員の平均年齢

小 学 校	中 学 校
36.8歳	38.5歳

4 埼玉県・全国の平均年齢

埼 玉 県 (令和元年度学校教員統計調査)		全 国 (平成28年度学校教員統計調査)	
小学校	中学校	小学校	中学校
40.1歳	42.4歳	43.4歳	43.9歳

令和2年度埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表

小 学 校				中 学 校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員 (特別支援 学級を除く)	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2	特別支援 学級数	教 員		
37	43	1	2				
38	44	1	2				
39	45	1	2			1	1
40	47	1	2			2	3
						3	4
41	48	1	2	4	6		
42	49	1	2	5	7		
43	50	1	2	6	9		

養護教員については、小学校が児童数851人以上の場合、中学校が生徒数801人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

基準外配当教員に係る算出表(小学校)

児童数 ※ 小学校第2学年が該当学年となる。	基準外配当教員 ※ 基準教員数に加え、該当学年につき1名の教員が配当される。	標準学級数(40人編制)
1～35		1学級
36～40	基準外配当 1名	
41～70		2学級
71～80	基準外配当 1名	
81～105		3学級
106～120	基準外配当 1名	
121～140		4学級
141～160	基準外配当 1名	
161～175		5学級
176～200	基準外配当 1名	
201～210		6学級
211～240	基準外配当 1名	
241～245		7学級
246～280	基準外配当 1名	
281～320		8学級
281～320	基準外配当 1名	

基準外配当教員に係る算出表(中学校)

<u>生徒数</u> ※ 中学校第1学年が該当学年となる。	<u>基準外配当教員</u> ※ 基準教員数に加え、該当学年につき1名の教員が配当される。	<u>標準学級数(40人編制)</u>
1～38		1学級
39～40	基準外配当 1名	
41～76		2学級
77～80	基準外配当 1名	
81～114		3学級
115～120	基準外配当 1名	
121～152		4学級
153～160	基準外配当 1名	
161～190		5学級
191～200	基準外配当 1名	
201～228		6学級
229～240	基準外配当 1名	
241～266		7学級
267～280	基準外配当 1名	
281～304		8学級
305～320	基準外配当 1名	

教 県 第 2 7 3 号
令 和 2 年 8 月 2 4 日



各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和3年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、各関係機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。



令和3年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和3年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和2年8月24日

埼玉県教育委員会

令和3年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下の(1)から(7)に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢^{てき}し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、広範な人事の交流に努める。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、特に市町村教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (6) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (7) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。

- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (8) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用等

校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を任用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 さいたま市との人事交流

さいたま市立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校との人事交流については、さいたま市教育委員会との協議の上行う。



教小第195号
令和2年8月27日

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 } 様
各教育事務所長 }

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

令和3年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について(通知)

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。
なお、実施に当たっては、「令和3年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機
関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の
御尽力をお願いします。
また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。



令和3年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和3年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和3年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 退職について

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところにより、定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- (2) 令和3年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）の勸奨条項を適用する。
なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和2年12月8日とする。

2 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
 - ア 同一校在職3年未満の者
 - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
 - ウ 休職中の者
- (4) 経験豊かな教員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。
特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。
特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

- また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
- また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

3 採用等について

- (1) 教員・事務職員の新規採用及び配当については、採用候補者名簿に登載された者の中から、全県的視野に立って行う。
- (2) 主幹教諭への任用は、教頭候補者名簿に登載された者の中からは、その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの任用を積極的に推進する。
- (3) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中からは、その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。
- (4) 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。
- (5) 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。
- (6) 定年退職者等の再任用職員については、職員の再任用に関する条例（平成13年埼玉県条例第6号）によるものとし、従前の勤務実績に基づく選考により、採用する。
- なお、採用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

4 さいたま市との人事交流について

さいたま市立小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会とさいたま市教育委員会が協議して行う。

5 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

- (1) 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
- (2) 教育事務所長は、上記(1)の計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の理解と協力を得て、広域的な異動を推進する。



教 県 第 3 1 5 号

令和2年8月24日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

令和3年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱等について（通知）

「令和3年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱」及び「令和3年度当初県立学校教職員人事異動取扱要領」を別紙のとおり定めたので通知します。

貴管下教職員に対し、その趣旨を周知徹底するよう願います。



令和3年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱

令和3年度当初の県立学校教職員の人事異動は、「令和3年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 教職員の退職について

- (1) 定年による退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）に定めるところによるものとする。
- (2) 令和3年3月31日現在満45歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が同日に退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）の勸奨条項を適用する。

なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和2年12月8日とする。

2 教員等（実習助手、実習教諭及び寄宿舎指導員を含む。副校長、教頭及び主幹教諭を除く。）の転任について

教員等の経験を豊かにし、視野を広め、資質の向上を図るとともに、各学校の気風を刷新して、教育効果を高めるため、各教員等の能力や適性を考慮して、人事異動を次のとおり推進する。

(1) 経験人事

多様な経験を積み、視野を広め、資質の向上を図るため、原則として、採用以来同一校に勤務する者は、同校在職5年以内に、採用後2校目の学校に勤務する者は、同校在職7年以内に、それぞれ異動を行う。

(2) 計画人事

各学校の特色に応じて、教員組織を充実させ、教育効果を高めるとともに、教員組織の不均衡を是正し、全県的な教育水準の向上を図るため、採用後3校目以降の学校に勤務する者は、その能力・適性を考慮し、原則として、同校在職10年以内に異動を行う。学校の特色に応じた人材については、その異動に配慮する。

(3) 過員解消人事

各学校における配当定員又は教科別担当者数に過員を生ずる場合は、その解消のための異動及びこれに関連する異動を優先して行う。

(4) その他

ア 同一校在職3年未満の者は、異動の対象としない。ただし、過員解消人事及び校内結婚などの特別な事情がある場合は、この限りでない。

イ 教員配置の地域的不均衡を調整するための異動を推進する。

ウ 専門高校における普通教科担当の教員組織の充実を図るため、経験豊かな教員の配置に努める。

エ 全日制、定時制及び通信制の各課程相互間、普通科の高校と専門高校相互間、並びに高等学校と特別支援学校相互間の異動を積極的に行う。また、高等学校と中学校相互間の異動、教員の行政職への出向に取り組む。

教員は、原則として、在職中1回以上、定時制若しくは通信制の課程、専門高校、特別支援学校、新設校（設置後5年以内の学校をいう。）又は中学校等（中学校、教育局及び知事部局等をいう。）のいずれかに勤務するものとする。

オ 女性教員の全校配置に努める。

カ 初任者研修を円滑に実施するため、新採用教員の配置に関連する異動を優先して行う。なお、新採用教員の配置は、特定の学校に偏ることなく、全県的視野に立って行う。

キ 県立中学校の教職員の人事異動については、県立高等学校からの転入者は、「県立学校教職員人事異動実施要綱」及び「同取扱要領」等により、公立中学校からの転入者は、「市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」等によるものとする。

ク 障害のある教員等については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

3 教員等の採用について

教員等の採用に当たっては、次のとおり行うものとし、優れた資質を有する人材の確保に努めるとともに、学校間の教員組織の均衡を勘案して、その適正配置に努める。

- (1) 教員については、教員採用候補者名簿登載者の中から採用する。
- (2) 実習助手については、実習助手採用候補者名簿登載者の中から採用する。
- (3) 寄宿舎指導員については、寄宿舎指導員採用候補者名簿登載者の中から採用する。

4 事務職員等（司書、栄養教諭・技術職員及び技能職員を含む。）の転任について

職員の視野を広め、識見を高めるとともに、学校の職務執行体制の整備充実等を図るため、学校間の異動を次のとおり推進する。

また、学校及び教育局・知事部局等相互間の人事交流を積極的に推進する。

(1) 計画人事

ア 同一校在職5年以上の事務職員及び同一校在職10年以上の司書については、計画的かつ強力に異動を行う。

イ 同一校在職10年以上の栄養教諭・技術職員及び技能職員については、配置上の特殊性に配慮しながら、計画的に異動を行う。

(2) 過員解消人事

各学校における配当定員に過員を生ずる場合は、その解消のための異動及びこれに関連する異動を優先して行う。

(3) その他

ア 定時制課程及び特別支援学校における組織を充実させるため、経験豊富な事務職員の配置に努める。

イ 同一校在職3年未満の者は、原則として異動の対象としない。ただし、配当定員に過員を生ずる場合、校内結婚に伴う場合などの特別な事情がある場合は、この限りでない。

ウ 採用後1校目の学校に勤務する事務職員は、原則として在職3年で異動を行う。

エ 障害のある事務職員等については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

5 事務職員等の採用について

- (1) 事務職員については、職員採用候補者名簿登載者の中から採用する。
- (2) 司書については、司書採用候補者名簿登載者の中から採用する。
- (3) 栄養技師については、栄養士採用候補者名簿登載者の中から採用する。
- (4) 技能職員については、技能職員採用候補者名簿登載者の中から採用する。

6 定年退職者等の再任用について

定年退職者等の再任用職員については、「職員の再任用に関する条例」(平成13年埼玉県条例第6号)によるものとし、従前の勤務実績等に基づく選考により、採用する。

7 主幹教諭の人事について

- (1) 管理職(教頭)候補者名簿登載者の中から任用する。その際、女性教員の積極的な任用に努める。
- (2) 学校の課題解決のため、全県的な視野の下に配置する。
- (3) 希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

8 管理職の人事について

- (1) 人材の抜擢を行い、若手管理職の登用に努める。
- (2) 組織の活性化を図るため、女性管理職の登用に努める。
- (3) 希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」及び「希望降任制度実施要綱」に基づき行う。

令和3年度当初県立学校教職員人事異動取扱要領

「令和3年度当初教職員人事異動方針」及び「令和3年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱」に定めるものの他、人事異動の具体的な取扱いは、この要領の定めるところによる。

第1 教員

- (1) 経験を豊かにし、視野を広め、資質の向上を図るため、経験人事を全県的視野から強力に行う。そのため、「異動希望校及び異動希望校において貢献可能な自己の適性・実績及び抱負について」を提出させる。
- (2) 各学校の教員組織を充実させ、不均衡を是正するとともに、全県的教育水準の向上を図るため、計画人事を強力に行う。そのため、「異動希望校及び異動希望校において貢献可能な自己の適性・実績及び抱負について」を提出させる。

なお、採用以来同一校に6年以上在職する者、採用後2校目の学校に8年以上在職する者、採用後3校目以降の学校に11年以上在職する者については、できるだけ早期の異動実現に努める。

第2 実習助手・実習教諭・寄宿舎指導員

第1の規定は、実習助手、実習教諭、寄宿舎指導員に、これを準用する。

第3 事務職員等

- (1) 各学校における職務執行体制の整備充実を進めるとともに、職員の職務能力の開発及び資質の向上を図るため、計画的異動を強力に行う。
- (2) 学校と教育局、他の教育機関及び他の任命権者相互間の人事交流を積極的に推進するとともに、広い視野、識見を備えた職員を養成するため、高等学校と特別支援学校間の異動も積極的に推進する。